

**利用料金** 地域加算単位数単価＝現在羽曳野市では10.42円にて計算 (負担額小数点以下四捨五入)

サービス内容	単位数 (単位+体制加算)	利用料金(目安) (単位数×10.42)	ご利用者負担額(目安)		
			一割負担	二割負担	三割負担
訪問看護Ⅰ1(20分未満)	320 (314+6)	3,334円	333円	667円	1,000円
訪問看護Ⅰ2(30分未満)	477 (471+6)	4,970円	497円	994円	1,491円
訪問看護Ⅰ3(30分以上60分未満)	829 (823+6)	8,638円	864円	1,728円	2,591円
訪問看護Ⅰ4(60分以上90分未満)	1,134 (1128+6)	11,816円	1,182円	2,363円	3,545円
訪問看護Ⅰ5(40分)	600 (588+12)	6,252円	625円	1,250円	1,876円
訪問看護Ⅰ5 2超(60分)	813 (795+18)	8,471円	847円	1,694円	2,541円
訪問看護Ⅰ5(40分) -8単位×2	584 (600-16)	6,085円	609円	1,217円	1,826円
訪問看護Ⅰ5 2超(60分) -8単位×3	789 (813-24)	8,221円	822円	1,644円	2,466円
退院時共同指導加算	600	6,252円	625円	1,250円	1,876円
初回加算Ⅰ(退院当日に訪問、初回月のみ)	350	3,647円	365円	729円	1,094円
初回加算Ⅱ(初回月のみ)	300	3,126円	313円	625円	938円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600	6,252円	625円	1,250円	1,876円
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,605円	261円	521円	782円
看護・介護職員連携強化加算	250	2,605円	261円	521円	782円
長時間訪問加算(特別管理加算の方)	300	3,126円	313円	625円	938円
複数名訪問加算(30分未満)	254	2,646円	265円	529円	794円
〃(30分以上)	402	4,188円	419円	838円	1,256円
ターミナルケア加算	2,500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
口腔連携強化加算(1回/月)	50	521円	52円	104円	156円

※特別管理加算Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合。

※特別管理加算Ⅱ：在宅酸素、人工肛門、真皮を超える褥瘡の状態等の場合。

※緊急時訪問看護加算Ⅰは、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、

かつ、計画的に訪問し看護業務体制の整備がされ、緊急時訪問を必要に応じて行い主治医へ報告した場合に加算します。

なお、同意書面は別添のとおりです。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日

前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※初回加算Ⅰは、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院・施設等から退院した日に初回訪問を行った場合。

初回加算Ⅱは、新たに訪問看護計画書の作成した利用者に対し訪問看護を行った場合(過去2月間に当事業所を利用している場合を除く)に算定します。

※訪問看護事業所における前年4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。

※下記ご利用者については、基本報酬が減算されます(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)。

- ・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、事業所と同一の建物内に居住する利用者や事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者数が1月あたり20人以上50人未満である建物に居住する利用者は90/100。その建物に居住する利用者数が1月あたり50人以上の利用者である建物に居住する利用者は85/100。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※サービス提供体制強化加算は、全ての看護師等に研修や健康診断を実施し、技術指導等を目的とした会議を定期的に開催し、勤続年数の長い職員を多く配置している事業所において算定が認められる加算です。

※主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険によ

**利用料金** 地域加算単位数単価＝現在羽曳野市では 10.42 円にて計算 (負担額小数点以下四捨五入)

サービス内容	単位数 (単位+体制加算)	利用料金 (目安) (単位数×10.42)	ご利用者負担額 (目安)		
			一割負担	二割負担	三割負担
予防訪問看護 I 1 (20 分未満)	309 (303+6)	3,219 円	322 円	644 円	966 円
予防訪問看護 I 2 (30 分未満)	457 (451+6)	4,761 円	476 円	952 円	1,428 円
予防訪問看護 I 3 (30 分以上 60 分未満)	800 (794+6)	8,336 円	834 円	1,667 円	2,501 円
予防訪問看護 I 4 (60 分以上 90 分未満)	1,096 (1090+6)	11,420 円	1,142 円	2,284 円	3,426 円
予防訪問看護 I 5 (20 分)	290 (284+6)	3,021 円	302 円	604 円	906 円
予防訪問看護 I 5 (40 分)	580 (568+12)	6,043 円	604 円	1,209 円	1,813 円
予防訪問看護 I 5 (40 分) -8 単位×2	564 (580-16)	5,876 円	588 円	1,175 円	1,763 円
予訪問看護 12 月超減算 (40 分) -15 単位×2	534 (564-30)	5,564 円	556 円	1,113 円	1,669 円
退院時共同指導加算	600	6,252 円	625 円	1,250 円	1,876 円
初回加算 I (退院当日に訪問、初回月のみ)	350	3,647 円	365 円	729 円	1,094 円
初回加算 II (初回月のみ)	300	3,126 円	313 円	625 円	938 円
緊急時訪問看護加算 I	600	6,252 円	625 円	1,250 円	1,876 円
特別管理加算 (I)	500	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算 (II)	250	2,605 円	261 円	521 円	782 円
看護・介護職員連携強化加算	250	2,605 円	261 円	521 円	782 円
長時間訪問加算 (特別管理加算の方)	300	3,126 円	313 円	625 円	938 円
複数名訪問加算 (30 分未満)	254	2,646 円	265 円	529 円	794 円
〃 (30 分以上)	402	4,188 円	419 円	838 円	1,256 円
口腔連携強化加算 (1 回/月)	50	521 円	52 円	104 円	156 円

- ※特別管理加算 I : 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合。
- ※特別管理加算 II : 在宅酸素、人工肛門、真皮を超える褥瘡の状態等の場合。
- ※緊急時訪問看護加算 I は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問し看護業務体制の整備がされ、緊急時訪問を必要に応じて行い主治医へ報告した場合に加算します。 なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※初回加算 I は、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院・施設等から退院した日に初回訪問を行った場合。 初回加算 II は、新たに訪問看護計画書の作成した利用者に対し訪問看護を行った場合 (過去 2 月間に当事業所を利用している場合を除く) に算定します。
- ※訪問看護事業所における看護職員の訪問より理学療法士等の訪問回数を超えている場合の減算は、前年 4 月から当該年の 3 月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から 1 回につき 8 単位を減算します。
- ※予防訪問看護 12 月超減算は、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合、1 回につき 15 単位減算します。
- ※下記ご利用者については、基本報酬が減算されます (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)。
  - ・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、事業所と同一の建物内に居住する利用者や事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者数が 1 月あたり 20 人以上 50 人未満である建物に居住する利用者は 90/100。その建物に居住する利用者数が 1 月あたり 50 人以上の利用者である建物に居住する利用者は 85/100。
- ※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※サービス提供体制強化加算は、全ての看護師等に研修や健康診断を実施し、技術指導等を目的とした会議を定期的に開催し、勤続年数の長い職員を多く配置している事業所において算定が認められる加算です。